平成２３年（フ）第１４０７７号
東京都葛飾区金町２丁目７－６
破産者　田口　康子
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１１１号
東京都八王子市大和田町２丁目21―26　パインハウスＣ201号
破産者　田嶋　斎子
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１３１号
埼玉県朝霞市膝折町４丁目９―11―505
破産者　清水　勇司
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１３７号
東京都青梅市畑中１丁目365―702
破産者　大木真樹子（旧姓仲）
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１３９号
東京都葛飾区細田４丁目31―15
破産者　柳田　昌宏
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１８７号
東京都大田区中央１丁目16―８―225
破産者　木幡由美子
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１号
青森県弘前市大字百石町44番地
破産者　有限会社小山日用品店
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１３号
栃木県真岡市清水967番地２
破産者　酒井亜矢子
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２３年（フ）第１１９９号
さいたま市岩槻区大字末田1929番地15
破産者　有限会社大宮クワバラ家具販売
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４４８号
東京都墨田区石原３丁目33番２号
破産者　有限会社マックスフィールド
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５１３号
埼玉県川口市芝１丁目10番16号
破産者　有限会社最上建設
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６７９０号
東京都港区南麻布３―19―13　麻布スカイマンション502号、商業登記簿上の本店所在地　東京都港区西麻布２丁目13番６号
破産者　株式会社ワイズポリシー
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４４号
東京都港区浜松町２丁目６番８号
破産者　株式会社Ｓ・Ａ・Ｃ・Ｃ
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９１６号
東京都千代田区有楽町１丁目12番１号　新有楽町ビル地下２階
破産者　医療法人社団フィール・ファイン・クリニック
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１２８号
埼玉県久喜市久喜中央２丁目５－７―201
破産者　山田屋定良
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８０６６号
東京都北区赤羽北２丁目22―10―101
破産者　下田　泰広
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３６６号
東京都調布市仙川町３丁目９番地15
破産者　株式会社ラ・ブランシュール
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４８３号
東京都目黒区目黒本町５―23―９―106、住民票上の住所東京都北区王子５丁目９－３―103
破産者　加藤宏一こと　佐々木千之介
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２９９６号
東京都小金井市貫井北町３―30―14―305
破産者　岩渕　芳昭
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６２号
東京都八王子市大塚1492番地１コーポ勝豊Ｉ201号
破産者　江渡　耕一
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２３６号
愛知県豊橋市大岩町字荒古58番地の31
破産者　有限会社大制建設
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３１７０号
大阪府豊中市東豊中町２丁目６番60号セントラルパレス東豊中309号室
破産者　おかじまトラベル株式会社
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部